平成２８年（フ）第２８３号
相模原市中央区共和１丁目３番33―218号
債務者　久保　　勇
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８４号
相模原市中央区田名塩田２丁目13番３号
債務者　佐藤　正常
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８５号
相模原市中央区鹿沼台２丁目18番23号　サンテラス鹿沼台203
債務者　木村　明裕
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９０号
相模原市緑区久保沢３丁目９番16号　アネックス203
債務者　千葉喜代子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１５４号
大阪府枚方市山之上１丁目７番13号
債務者　阿部ゆう子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３８４号
兵庫県豊岡市京町８番20号　トリニティビル405号室
債務者　舩戸　惠貴
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番５号　シャトー六万寺212号
債務者　藤枝ふみ子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目19番地10（マインドビル507号）
債務者　藤原　優子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
福岡県行橋市大字福丸734番地８
債務者　狩野　裕則
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
青森県十和田市大字三本木字千歳森203番地３、旧住所青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地111　阿部貸家５号
債務者　山口　勝彦
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第９５８号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目487番地１　タウンコート櫛引103号
債務者　佐藤　隆治
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６９号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号３―211
債務者　野口　文明
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９５号
埼玉県上尾市大字上尾宿2110番地１　サンビレッジ上尾105
債務者　阿部きよい
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
埼玉県三郷市早稲田７丁目６番地２号棟401号、旧住所埼玉県さいたま市北区日進町１丁目９番地１　ＶＡ大宮902号
債務者　鈴木　克巳
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
埼玉県三郷市鷹野５丁目388番地２　池田方
債務者　初田　一平（旧姓坂間）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市連島中央４丁目11番28号　グレースエントピア107
債務者　川上　秀樹
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９４２号
京都市中京区寺町通丸太町下る下御霊前町648番地の４
破産者　株式会社鈴屋白衣
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係